

- ② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記と同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱い(3)に同じ。
- 同種工事 片持張出架設工法により架設した、最大支間長45m以上を有するP C (P R Cを含む)連続箱桁橋の新設工事
- ③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ④ 監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
- ア) 管理技術者 技術士(総合技術監理部門(建設—鋼構造及びコンクリート)若しくは、建設部門(鋼構造及びコンクリート))、又はR C C M (鋼構造及びコンクリート部門)
- イ) 照査技術者 技術士(総合技術監理部門(建設—鋼構造及びコンクリート)若しくは、建設部門(鋼構造及びコンクリート))、又はR C C M (鋼構造及びコンクリート部門)
- なお、外国資格を有する技術者(わが国及びW T O政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- (5) 競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域1」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。
- (6) 施工計画が適切であること。
- (7) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
- イ) 各構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- ロ) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書(案)が提出されていること。
- ニ) 各構成員の出資比率が2者で構成される場合にあっては30%以上、3者で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係

- I) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
- II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
- ② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係
- I) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
- (イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
- a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (ニ) 組合の理事
- (ホ) その他業務を執行する者であって、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者
- II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

- III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係
- I) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。
- II) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- 3 総合評価に関する事項
- (1) 落札者の決定方法 入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」に係る技術的要素をもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (2) 総合評価の方法
- 1) 技術評価点の最高点を23点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。
- イ) 技術評価点1位の者が2者以上の場合 技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な1者に対し0.5点
- ロ) 技術評価点1位の者と2位の者との差が0.5点未満の場合 1位の者に対し2位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数
- 2) 技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。
- イ) 企業の基礎的な技術力
- ・企業の施工能力
 - ・工事中事故に関すること